

多子世帯養育支援事業を実施しています

町では、今年度から多子世帯養育支援事業として、18歳以下（今年度は、平成2年4月2日以降生まれ）の子どもを3人以上養育している家庭の、第3子以降の乳幼児（小学校入学前）を対象として多子世帯養育支援事業を実施しています。

第3子以降の乳幼児に対する支援内容と手続き

区分	支援内容	手続き
町立保育所に入所 町立幼稚園に入園	保育料無料	不要
町内の私立幼稚園に入園	負担している保育料分を助成	「子育て支援助成金」の手続きが必要
町外の保育所に入所 町外の幼稚園に入園	保育料の一部として、月額5,900円（上限）を助成	
家庭で養育	月額5,900円を助成	

ご注意

保育料とは、条例や園則等により保護者が納入しなければならぬ費用で、入園料、環境充実費、教材教育管理費、行事費、施設設備協力費、バスによる送迎費等を除きます。

私立幼稚園就園奨励費補助金を受けている場合は、負担している保育料から、その分を差し引いた額になります。

町外の保育所・幼稚園に入園・入所している場合で、保育料の負担額が月額5,900円未満の場合は、実際の負担額となります。

子育て支援助成金の 手続き（随時受付中）

手続きに必要な申請書は、役場3階教育課、役場1階窓口、町内の保育所・幼稚園などに備えています。また、町のホームページにも掲載しています。

申請の手続き
随時受け付けています。

提出先 教育委員会教育課
幼児教育グループ（役場3階）

具体例

第1子が中学生、第2子が小学生、第3子が町内の私立幼稚園に入園している場合第3子が該当します。私立幼稚園就園奨励費補助金を受けている場合は、負担している保育料から、その分を差し引いた額を助成します。

第1子が小学生、第2子が幼稚園に入園、第3子を家庭で養育、第4子が生まれた場合

第3子、第4子が該当します。第3子分は月額5,900円を助成します。第4子は生まれた月から該当になり、家庭で養育する場合は月額5,900円を助成します。

1か月に満たない期間は、日割り計算となります。

問 教育課

幼児教育グループ

62・81119



麻しん風しん混合予防接種について

対象者

- 期 1歳～2歳未満
- 期 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ（年長児）
- 期 平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ（中学1年生）
- 期 平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ（高校3年生）

乳幼児期にすでに接種しているお子さんも対象となっています。これは、2回接種により、確実に免疫をつけるためのもので、麻しんの流行時期は例年春～夏にかけてとなっていますので、4月～6月までの間の接種をお勧めしています。

麻しん風しん混合（期・期）予防接種、ジフテリア・破傷風混合予防接種を受けましょう

今年度対象となるお子さんについては、すでに郵送で予

診票をお送りしています。転入などにより、まだお手元に届いていない方は、保健センターまでご連絡ください。

なお、麻しん風しん混合（期・期）予防接種については、厚生労働省によると、すでに麻しん、または風しんに罹患しているお子さん、罹患したことが定かではないお子さんが混合ワクチンを接種しても、それによる健康への害はないということです。

原則的には混合ワクチンの接種となりますが、ご希望であれば一方のワクチンのみ接種も可能ですので、接種医にご相談ください。

また、風しんの予防接種については、妊娠中の予防接種は不適當であり、接種後2か月間は妊娠を避ける必要がありますのでご注意ください。

問 保健センター

62・5110

